

# 合宿免許規約

けいゆう自動車学校

## 教習料金以外にかかる費用について

- ・仮免学科試験の際の試験手数料 1,700 円と交付手数料 1,100 円は自己負担となります。
- ・卒業後、地元の免許試験場で学科試験を受験される際の試験手数料、免許証交付手数料は自己負担となります(宮崎県内の方は、収入証紙代として 3,850 円を当校にて徴収)。

## 最短日数

- ・最短日数は、入校日及び教習の進捗、公安委員会の指導または検定の可否、祝日、天候等により卒業までの日数が延びる場合があります。
- ・お客様のご都合による一時帰宅はできません。

## 中途退校（転校）の場合の精算

お客様の都合により中途退校（転校）される場合は、当校所定の計算方法に基づき、当日までの必要費用の実費、退校手数料を差し引いてご返金します。ただし、教習の進捗によっては、ご返金できない場合、あるいは追加手数料を請求する場合がございます。転校を希望される場合は、転校書類作成費用を別途申し受け致します。又、転入先の学校費用は、お客様負担となります。

- ・入校後の転校又は退校される場合の計算方法

清算額＝受領金額－自動車学校費用－退校手数料

なお、自動車学校費用は、入学金、技能教習料金、学科教習料金、技能検定料、学科試験料、諸費用（教科書代、写真代、適性検査料）、宿泊料等、自動車学校在学中にご利用された料金です。また、交通費は自己負担です。

## お客様の義務と責任

お客様は入校してから卒業までの期間に、下記に該当する場合、退校していただく場合があります。その際の往復交通費はお客様の負担となり、教習料金の返金もできません。

- ・在校中に学校規則、宿泊ホテルのご利用約款及び学校職員の指導等に従わない場合。
- ・不正な行為を行って教習・検定を受けた場合、法令や公序秩序に反する行為を行った場合。
- ・お客様の行為により学校もしくは他の教習生が損害を受ける恐れのある場合、または受けた場合。
- ・入校後、欠格期間中であることが判明した場合。
- ・刑事事件を起こした場合。

## 免責事項

お客様が次に例示する事由により損害を被られた場合においては、当校は責任を負えません。

- ・天災地変(台風、地震等)、官公庁命令、当校で管理できない事由により生ずる教習日程の変更もしくは教習の中止。
- ・教習中の事故による損害（当校が加入する自動車損害保険の補償範囲を超える損害）。
- ・自由行動中の事故。
- ・盗難、疫病。
- ・その他、当校の責に帰さざる事由により生じた損害。

## ご入校できない住所地について

次の地域に住民票の現住所、本籍、実家のある方のご入校はできません。

【宮崎県】都城市、北諸県郡三股町      【鹿児島県】曾於市、志布志市松山町、霧島市福山町

## 交通費について

- ・現住所、実家のいずれか近い方からの交通費を支給いたします。
- ・当日お越しの方は当日着分の領収証、前泊される方は入校日の前日着分の領収証のみ有効です。コピー不可。

## 基本保証内容

	25歳以下（通年） 26歳～30歳以下（最安料金期間のみ）	26歳以上（最安料金期間以外）
技能教習	卒業まで追加料金なし	保障適用外
技能検定	卒業まで追加料金なし	保障適用外

保証を超えた場合は以下の料金を負担していただきます。

- ・技能教習 1時間 5,400円（税別 5,000円）・修了検定 4,860円（税別 4,500円）・卒業検定 6,480円（税別 6,000円）

## 教習に含まれる保証内容について

- ・仮免学科試験3回不合格になった場合は、一時帰宅して地元の免許センターで仮免学科試験に合格し、仮免許証を取得した後、再入校していただきます。その際の往復交通費及び仮免取得費用は自己負担となります。
- ・お客様の不注意又は、故意（病気・ケガ・遅刻等を含む）や飲酒による教習・検定の欠席及び延長があった場合に生じる教習料金、延長宿泊料（食事代を含む）を頂きます。

## 車種変更

- ・合宿期間中受講者のご希望によりMT車からAT車への車種変更が発生した場合、その事由により教習期間が短縮されても合宿教習料金の差額分の返金はいりません。なお、当初の卒業予定日より卒業日が早くなったとしてもその間の宿泊が保証宿泊として宿泊できるものではありません。
- ・一度車種の変更を行ったものは、更に元の車種への変更はできません。又教習開始後にAT車からMT車への車種変更はできません。

下記に該当する方はご入校いただけません。その際の往復交通費、適性検査費は自己負担になります。

- ・法律で定められた年齢に達していないため、取得しようとする免許の受験資格がない方。
- ・法律で定められた視力に満たない方、色盲の方、聴力、運動能力等に障害があり運転に支障のある方。
- ・過去3年以内に交通違反の前歴があるため、免許を受けられない方。
- ・日本語を読解できない方（当日簡単な漢字テストがあります）。
- ・必要な書類が不備なため、入校手続きに支障のある方。
- ・過去に免許の取消処分がある方。
- ・無免許運転の経験がある方。
- ・刺青、ファッションタトゥーをされている方、金髪・度を過ぎた茶髪等の着色、男性のピアス、鼻ピアス等、服装や身だしなみが悪い方（刺青は指輪型等の小さなものでも不可、サゲパン・ダメージデニム、袖の無いシャツ、サンダルは不可）。

次の項目に該当する方（該当する方は、住所地の運転免許センターで適性相談を受けていただく必要があります）

- ・病気その他の原因で意識を失ったことがある方、又これにより治療を受けている方。
- ・病気その他の原因で発作的に身体にけいれん又は麻痺を起こしたことがある方、又これにより治療を受けている方。
- ・十分な睡眠時間をとっているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことがある方、又これにより治療を受けている方。
- ・医師の治療を受け、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方。
- ・その他、病気により運転免許の取得に不安のある方。